

職場定着に向けた情報共有ツール

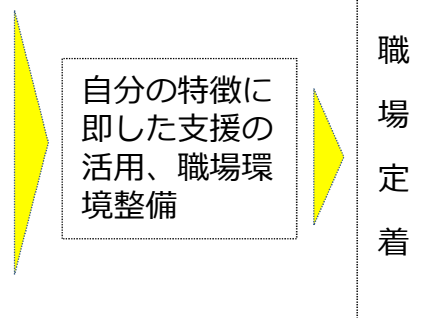
精神障害のある方等の **就労パスポート** をご活用ください！

就労パスポートは、職場定着に向けて、働く上での自分の特徴やセールスポイント、希望する配慮等を支援機関とともに整理し、職場や支援機関と円滑に情報共有するためのツールです。

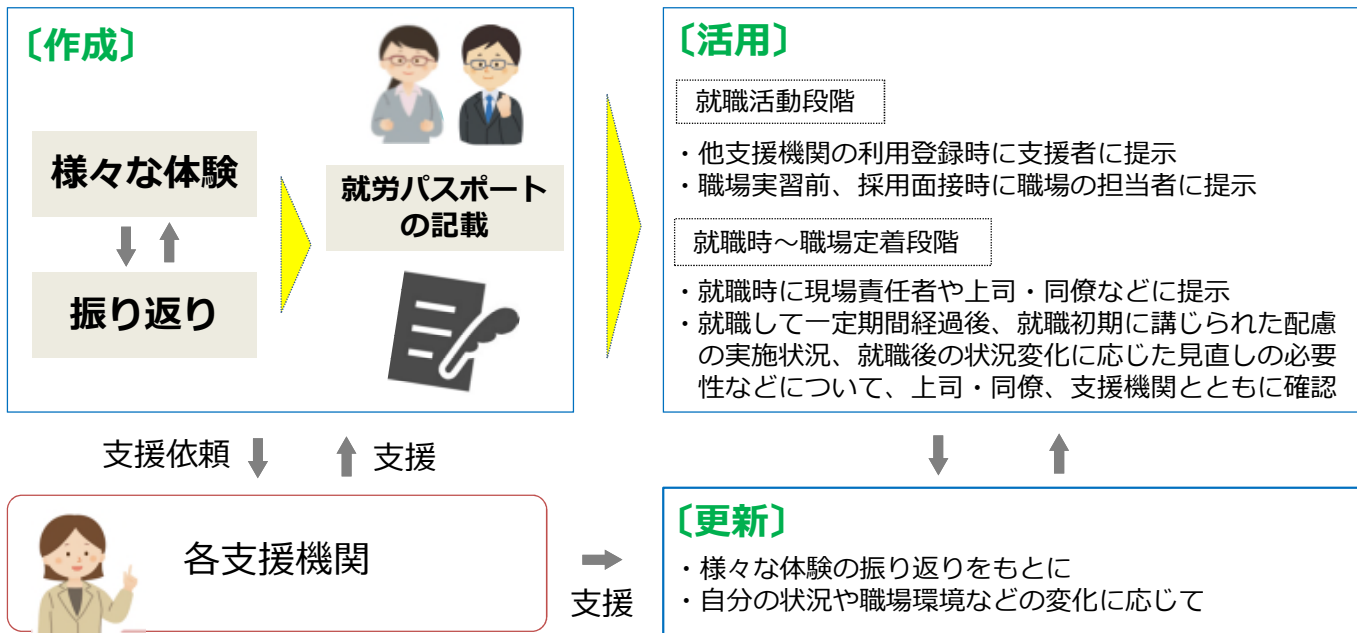
就職活動中や就職時、就職後など、職場定着に向けて必要な支援や職場環境整備について、職場や支援機関と一緒に話し合う場面で活用します。

作成・活用のメリット

自己理解を深める	職場定着にとって重要な観点から自分の強み、特徴等を見つめ直し、理解を深めることができます。
自分の特徴を分かりやすく伝える	事業主等に伝えたい自分の特徴や希望を所定の項目に沿って整理し、具体的に伝える手段として活用できます。
支援者に自分の特徴を理解してもらう	支援機関を活用しながら作成することにより、支援者に自分の特徴等を理解してもらえ、支援が受けやすくなります。



作成・活用・更新の流れ



就労パスポートの保管はご本人が行います

作成・更新した就労パスポートは、ご本人が保管します。また、事業主や支援機関に提供する際には、ご本人が希望する範囲の対象者に限ることができます。なお、事業主や支援機関に対して記載内容を説明する際、基本的にはご本人が主体となって行いますが、必要に応じて支援機関に説明の支援を依頼することができます。

※試行実施を通じて、精神障害者等ご本人、事業主・職場担当者、支援機関の声を把握し掲載。

就労パスポートの作成支援を行う主な機関

■ 公共職業安定所（ハローワーク）

- ハローワークでは、就職を希望する障害のある方の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施しています。

➤ 相談窓口 公共職業安定所（ハローワーク） <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



■ 地域障害者職業センター

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構により、各都道府県に1か所（+ 5か所の支所）設置されています。ハローワークや地域の就労支援機関と連携して、障害のある方や事業主に対して専門的な職業リハビリテーションサービスを提供しています。

➤ 相談窓口 地域障害者職業センター <http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/>



■ 障害者就業・生活支援センター

- 就職や職場への定着に当たって就業面や生活面の支援を必要とする障害のある方を対象として、身近な地域で雇用、保健福祉、教育などの関係機関との連携拠点として連絡調整などを行いながら、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行います（都道府県知事が指定する社会福祉法人などが運営しています）。

➤ 相談窓口 障害者就業・生活支援センター
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000146183.pdf>



■ 就労移行支援事業所

- 障害者総合支援法に基づき設置されています。就労を希望する障害のある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供等、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等を行います。

➤ 実施機関（WAMネット障害福祉サービス等情報検索）
<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>